

「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱」に対する意見・情報の 募集について

本県の森林が琵琶湖の水源として重要な役割を担っていることから、森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、県では、平成16年に「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、多面的機能の持続的な発揮に向けた森林づくりを推進してきました。しかし近年、高齢化する人工林の適切な更新や、気象災害の頻発に対応した災害に強い森林づくり、また森林づくりの基盤となる農山村の活性化が重要となっていることなど、新たな課題が生じています。

このような課題に対応するため、琵琶湖森林づくり条例の改正について滋賀県森林審議会に諮問し、令和2年6月に答申をいただきました。

この答申を踏まえて琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱を作成しました。

これらの条例案要綱について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づいて、次のとおり公表するとともに、県民の皆さんからのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する本県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

琵琶湖森林づくり条例新旧対照表(案)

【参考資料】

琵琶湖森林づくり条例の改正 答申(滋賀県森林審議会)

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、森林政策課、県民活動生活課県民情報室および各合同庁舎行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3 募集期間

令和2年9月10日(木)から令和2年10月9日(金)まで

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

(1) 郵送 〒520-8577 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課(住所は省略できます。)

(2) ファックス 077-528-4886

(3) 電子メール dj00@pref.shiga.lg.jp

(4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5 その他

(1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。

(2) ご意見は、日本語で提出してください。

(3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

前文

- すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し制定。【追加】地球温暖化の防止 【追加】持続可能な社会の構築に寄与

目的

(第1条)

- 森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本理念

(第3条)

- 多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくり
- 県民の主体的な参画による森林づくり
- 森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担と協働による森林づくり
- **【追加】農山村の活性化のための取組と一体的に推進する森林づくり**
- 県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり
- 森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり

責務等

(第4条～第8条)

- 県
 - ① 基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ② 市町・国との連携 ③ 琵琶湖下流域の人々の協力を得られるよう努力
- 森林所有者
 - ① 所有森林の多面的機能が発揮されるような森林づくり ② 県が行う施策への協力
- 森林組合
 - ① 森林づくりと森林資源の有効な利用促進への積極的取組み ② 県が行う施策への協力
- 県民
 - ① 森林づくりに関する活動への積極的参加 ② 県が行う施策への協力
- 事業者
 - ① 森林の多面的機能の確保への配慮 ② 県が行う施策への協力

森林づくりに関する基本的施策

① 基本計画の策定 (第9条)

■ 基本計画

- ・ 森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画の策定

② 環境に配慮した森林づくりの推進 (第10条～第12条)

■ 環境に配慮した森林施業等の推進

- ・ 環境に配慮した森林施業を計画的に推進
- ・ 総合的かつ計画的な間伐対策の推進
- ・ **【追加】森林の適切な更新のための必要な措置**
- ・ **【追加】倒木による被害を防止し、または軽減するための必要な措置**
- ・ 森林の境界明確化のための必要な措置
- ・ 共同施業等による適切な森林の施業を行うための措置
- ・ 鳥獣対策の推進

■ 樹齢が特に高い樹木のある森林の保全

■ 水源のかん養機能の維持・増進

③ 県民の協働による森林づくりの推進 (第13条～第17条)

■ 県民の主体的な参画の促進等

- ・ 情報提供による森林の多面的機能に対する理解の促進、森林づくりに関する活動に対する支援

■ 里山の保全の推進

- ・ 所有者および里山を整備・利用する県民等との協働による里山保全活動に対する支援

■ 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進

- ・ **【改正】森林づくりを適切に推進するための県や市町等で構成される組織の整備**

■ びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間

- ・ 県民等の森林づくりへの関心を深め、参加の促進
- ・ びわ湖水源のもりの日(10/1)および、びわ湖水源のもりづくり月間(10月)の設定
- ・ もりの日等におけるふさわしい事業の実施

■ **【追加】農山村の活性化**

- ・ **地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進等の推進**

④ 森林資源の循環利用の促進 (第18条,第19条)

■ 県産材の利用の促進

- ・ **【改正】県は自ら率先して県産材の利用に努め、県産材に対する情報提供、知識の普及、住宅、公共建築物等への利用を推進**
- ・ **【改正】県産材の生産、加工・流通の合理化および高度化等、適切な供給の確保**
- ・ **【追加】県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育を推進**
- ・ **【追加】市町が実施する県産材利用の促進施策への支援**

■ 森林資源の有効な利用の促進

- ・ 有効な利用に関する調査研究、技術開発に対する支援等

⑤ 次代の森林を支える人づくりの推進 (第20条～第22条)

■ 森林所有者の意欲の高揚等

- ・ 情報提供、技術指導等
- ・ 林業労働力の確保

■ 森林組合の活性化

- ・ 組織体制充実、人材育成その他の取組み支援

■ 森林環境学習の促進

- ・ 森林体験活動の場の提供、情報提供

⑥ 財政上の措置等 (第23条～第25条)

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成 16 年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、必要な事業を推進してきましたが、利用期を迎えた森林資源の活用、近年頻発する気象災害に対応した森林整備、地域資源の有効活用による農山村の活性化、県産材の一層の利用促進など新たな課題も生じていることから、これらの課題に適切に対応するため、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 前文について、所要の整理を行うこととします。（前文関係）

(2) 基本理念に、森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならないことを追加することとします。（第 3 条関係）

(3) 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次に掲げる措置を講ずることとします。（第 10 条関係）

ア 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずることとします。

(4) 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めることとします。（第 15 条関係）

(5) 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずることとします。（第 17 条関係）

(6) 県産材の利用の促進（第 18 条関係）

ア 県は、自ら率先して県産材の利用に努めることとします。また、県は、県産材の生産、加工および流通の合理化に加え、これらの高度化の促進のために必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進することとします。

ウ 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととします。

(7) その他

ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

琵琶湖森林づくり条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。</p> <p>これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。</p> <p>そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水はぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。</p> <p>まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。</p> <p>我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。</p> <p>今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能</p>	<p>滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。</p> <p>これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。</p> <p>そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水はぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。</p> <p>まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。</p> <p>我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、<u>県土の保全や地球温暖化の防止</u>などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。</p> <p>今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、<u>持続可能な社会の構築に寄与する</u>森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 （省略）</p>

が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図る

(定義)

第2条 (省略)

(基本理念)

第3条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

5 (省略)

6 (省略)

(県の責務)

第4条 (省略)

<p>ものとする。</p> <p>3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。</p> <p>(森林所有者の責務)</p> <p>第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。</p> <p>2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(森林組合の責務)</p> <p>第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(基本計画)</p> <p>第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会</p>	<p>(森林所有者の責務)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>(森林組合の責務)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(基本計画)</p> <p>第9条 (省略)</p>
---	---

<p>の意見を聴くものとする。</p> <p>5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p> <p>(環境に配慮した森林施業等の推進)</p> <p>第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。</p> <p>3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 県は、鳥獣(鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。)による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)</p> <p>第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(水源のかん養機能の維持および増進)</p> <p>第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的</p>	<p>(環境に配慮した森林施業等の推進)</p> <p>第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第7項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>(樹齢が特に高い樹木のある森林の保全)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>(水源のかん養機能の維持および増進)</p> <p>第12条 (省略)</p>
---	---

な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(里山の保全の推進)

第14条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林(以下「里山」という。)の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民の主体的な参画の促進等)

第13条 (省略)

(里山の保全の推進)

第14条 (省略)

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めるものとする。

(びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間)

第16条 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

(農山村の活性化)

第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農

(県産材の利用の促進)

第 17 条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第 18 条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(森林所有者の意欲の高揚等)

第 19 条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(森林組合の活性化)

第 20 条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第 21 条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産材の利用の促進)

第 18 条 県は、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化および高度化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。)を推進するものとする。

4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(森林資源の有効な利用の促進)

第 19 条 (省略)

(森林所有者の意欲の高揚等)

第 20 条 (省略)

2 (省略)

(森林組合の活性化)

第 21 条 (省略)

(森林環境学習の促進)

第 22 条 (省略)

<p>る。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p><u>第22条</u> 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(森林づくりの状況等の公表)</p> <p><u>第23条</u> 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第24条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成16年条例第38号抄)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)</p> <p>付 則 (平成27年条例第28号)</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p><u>第23条</u> (省略)</p> <p>(森林づくりの状況等の公表)</p> <p><u>第24条</u> (省略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第25条</u> (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
---	---

琵琶湖森林づくり条例の改正 答申

令和2年6月30日(火)
滋賀県森林審議会

1 基本的な視点（総論）

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、その財源として「森林環境譲与税」が創設された。

この法に規定される「森林経営管理制度」では、市町村が主体となって適切な森林管理を図るといった新たな仕組みが規定されている。森林所有者自らによって、または市町を通じた民間事業者等への経営委託によって、従来の制度もあわせて放置森林の整備が進むことが期待される。

一方、近年滋賀県の森林では、激化する気象災害等を背景に、以前には事例の少なかった風倒木等の被害が発生している。戦後植栽の人工林は利用期を迎え充実しつつあり、森林の適切な管理を実施し、災害リスクの低減を図ることと同時に、資源の有効利用により林業の成長産業化を図ることが求められている。

また、農山村では過疎化・高齢化が進行し、森林所有者や林地境界が不明確になるなど、森林の適切な管理に支障を来している状況である。このため、森林資源について、木材だけでなく森林の土地や空間も含めた複合的な利用を行い、地域における経済循環の創出によって、農山村の活性化を図ろうとする、いわゆる「やまの健康」に関する施策を進めることが必要となっている。これらの取組は、「第五次滋賀県環境総合計画」（平成31年3月策定）の目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」の構築にも寄与するものである。

今回、条例を改正することで、喫緊に対応が必要な課題や、今後長期に渡り森林づくりに影響を及ぼす課題に対し、多方面から取組が実践され、持続的な森林経営につながっていくことが必要である。

加えて、こうした観点から、条例に定める基本理念についても、社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しが必要であると考えます。

さらに、世界の潮流として、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成には森林の果たす役割が非常に重要であること、森林整備による二酸化炭素の吸収や木材利用による炭素の固定を強力に進めることは、「パリ協定」の目的や“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントに大きく貢献するものであり、こういった国際的な森林への要請を視野に入れることが重要である。

2 新たに対応が必要な課題について（各論）

(1) 重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり

・現状

本県の森林資源は、人工林を中心に利用期を迎え充実しつつあり、この資源を活用し、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林整備を推進していくことが求められている。

しかし、長期に渡る木材価格の下落を背景とした林業生産活動の低迷や森林所有者の関心の薄れなどにより、森林資源は十分に活用されているとは言い難い状況である。

戦後の拡大造林政策により、今では生産に適さない場所に植栽された人工林もあり、生長や保育状態が悪く、多面的機能が十分に発揮されていない状況がみられる。

こうした人工林は皆伐すれば、近年のニホンジカ被害の激化と相まって、更新が困難となっており、

植生が回復せず、土壌流出や崩壊を引き起こし、水源涵養等の多面的機能が失われると同時に、琵琶湖や下流域に甚大な被害を及ぼす恐れがある。

一方で、充実する人工林が、現在のように生産活動として伐採されず、再造林されない状況が続けば、森林の高齢化が進み、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。

・必要となる取組

本県の森林における諸課題に対応するため、スギ・ヒノキ等の人工林、広葉樹林、針広混交林が、その土地条件等に合わせてバランスよく配置され、水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止、木材の生産などの多面的機能が発揮される適切な状態へ誘導していく必要がある。

森林の持つ機能や土地条件等を的確に判断し、林木の生長がよく、条件の良いところ（皆伐により一時的に裸地化させても機能が損なわれる恐れが少ない災害リスクの低い林分）では生産活動を促進することで、若く活力ある森林を育てていくこと、また人工林の生育や木材生産に適さないところでは、針広混交林化や複層林化を図ること等が求められる。

加えて、伐採・再造林の促進により、林齢構成の平準化に取り組み、持続的な資源供給の場を確保することも必要である。また、広葉樹林や針広混交林についても、木質バイオマスなどの資源として活用できる場合は、積極的な利用に取り組むことも必要である。

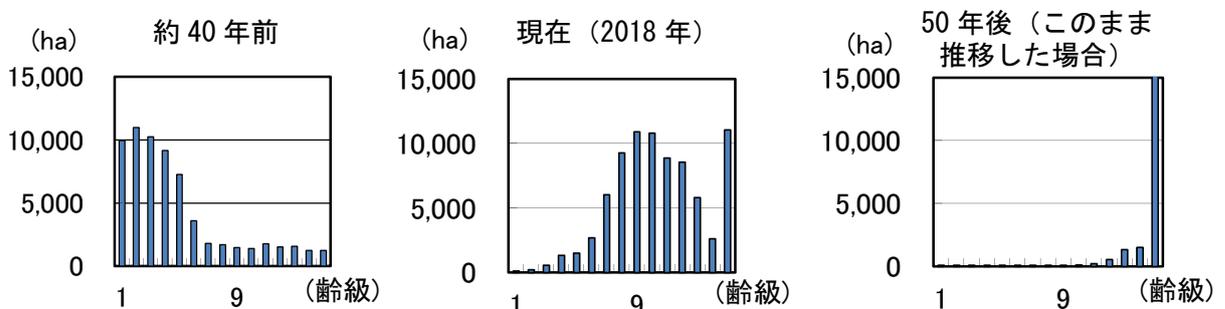
こうした取組が、県や市町、森林所有者や地域住民等の多様な主体が協働し、継続することにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立が図られるものと考えられる。

なお、森林の持つ機能や土地条件を把握し、現地に合った伐り方、植栽樹種などを選択するためには、科学的な要因の分析等により、適切に判断することが必要である。

➤ 人工林の高齢化の現状

立地条件のよいところでは、高齢化することにより大径材となり価値が増す可能性があるが、生長が衰え病気や災害に弱くなる場合がある。また大径材は搬出利用や加工が困難な場合もあり、適寸で活用することが望ましいと考えられる。

人工林の齢級構成は以下のとおりであり、現在のまま推移した場合、50年後には若く生育が旺盛な林分はほとんどなくなり、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。



(2) 災害に強い森林づくり

・現状

近年、台風や集中豪雨といった気象災害による風倒木等の森林被害が多発している。また道路や電線など、重要なライフライン沿いで倒木が電線や通行を寸断するなど、県民生活に大きな影響を及ぼす事例が発生している。

こうした災害は人工林が放置され、高齢化し、大きく生長したことで相まって発生していると考えられ、特に斜面や脆い土質などの場所で手入れ不足等により樹高が高く細い林分は、倒れ、折れやすく、また災害にあった際のライフライン等への破壊力も大きい。電線や道路を寸断した場合には、停電や集落の孤立を引き起こすことから、喫緊の対策が必要である。

風倒木等の被害森林では、条件不利や森林所有者が不明であるなど、所有者による復旧が期待できない森林もあり、放置した場合の二次被害等への懸念からこれらへの対応も必要である。

さらに、集中豪雨等により、土石流が溪流沿いの木を巻き込んで流下する流木災害が発生している。琵琶湖は閉鎖性水域であるため、流木が琵琶湖まで到達した場合には、外へ出ていくことはなく、漁場の破壊や水質の悪化をもたらすこととなる。

・必要となる取組

近年の気象環境の変化に対応するため、山地災害の復旧や未然防止、森林整備等による保安林機能の向上に一層取り組む必要がある。

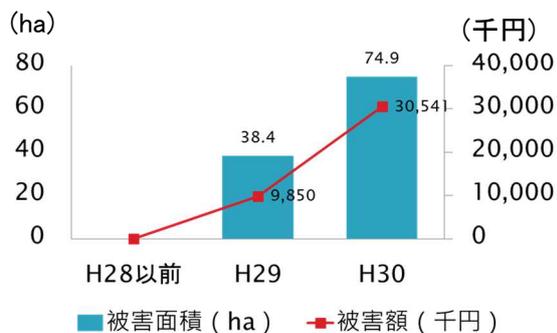
また、これらと併せて、ライフラインを保全するような樹木の管理が必要である。災害リスクを適切に判断し、対策を実施することが必要となる。

樹木の生長が悪い、手入れ不足など、保育状態が悪い場合も災害リスクが高いと判断されることから、予防的に危険木を伐採・搬出し、土壌流出に配慮することなど、減災に資する森林整備を行うことが必要である。

流木の発生の恐れのある、溪流沿いの林分では、適切な森林整備に取り組み、流出する恐れのある危険木を溪流外に搬出するなど、減災に努めるべきである。

➤ 風倒木被害の現状

近年、台風や集中豪雨等による気象災害が頻発しており、平成30年度には、事例の少なかった大規模な風倒木災害が発生している。リスクの高い林分での予防的な伐採など、これまでとは異なる視点での森林整備等の対策が求められている。



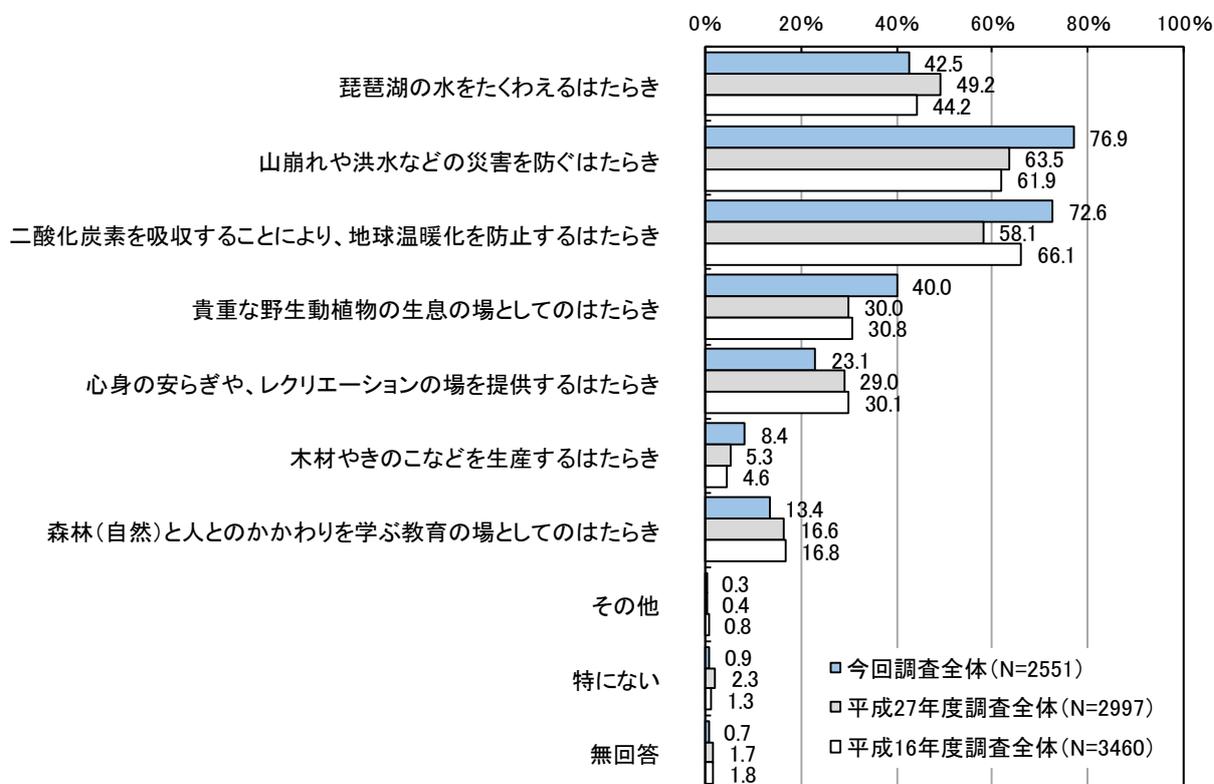
風倒木による被害(大津市)

また、こうした対策を行うにあたっては、管理者や権利者との適切な調整や、行うべき森林整備の範囲や災害リスクの高さに応じた整備の方針などの仕組みづくりが必要であると考えられる。

加えて森林所有者による復旧が期待できない被害森林について、市町等と連携し復旧を図る仕組みが必要である。

➤ 森林に期待する働き

令和元年7月～8月に滋賀県が行った森林づくりに関する県民意識調査（以下「意識調査」という。）によると、暮らしの中で森林に期待する働きとして、「山崩れや洪水などの災害を防ぐ働き」が76.9%で最も多く、次いで「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化を防止する働き」が72.6%で多い結果となった。いずれの働きに対する期待度も、平成27年度県政世論調査、平成16年度県政世論調査と比べ、上昇している。



※ 意識調査のあらまし

調査対象：県内居住の18歳以上の男女

標本数：3,000（層化二段無作為抽出法で抽出）

回答数：1,329（回収率44.3%）

(3) 森林・林業と農山村の活性化の促進

・現状

全国的に人口減少社会が到来しているが、滋賀県でも、特に山間地域において、過疎化・高齢化が進行しており、今後の人口減少が予想されている。

森林所有者の多くはその森林が存する山間地域に居住しており、地域の人口が減少すれば、森林所有者や林地境界の不明確化が一層進行する恐れがある。結果として森林の適切な管理が行われず、多面的機能が損なわれる恐れが生じている。

同様に、森林整備等の作業を担う林業従事者も、多くが山村地域に居住しており、人口減少が進むことで、森林作業の担い手が不足することも懸念される。

・必要となる取組

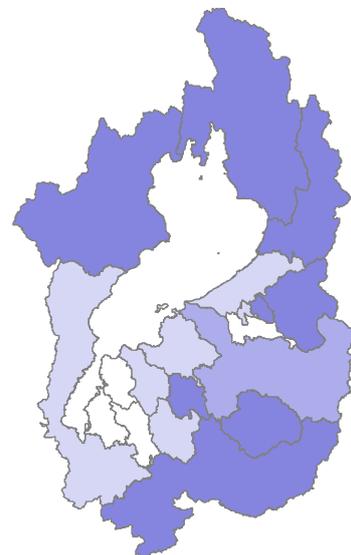
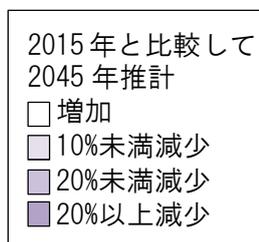
農山村の集落が維持されるよう、長期的な取組が必要である。一つの考え方として、森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すこと等により、地域の活性化に取り組むことがあげられる。

こうしたことを進めるためには、農山村地域を担う人づくりが必要である。森林資源等を活用した活性化のためには、中心となって活動する人材の育成や、地域住民全体の意欲の高揚が不可欠である。

なお、地域内では独自の資源や魅力があっても、高齢化などで人材育成が難しい場合もある。地域外の人であっても、その地域住民と関わり、地域資源や森林の付加価値を高めることができる、経営感覚を持った人材を育成することが必要であり、それぞれの地域の実情に応じて進められるべきである。

➤ 滋賀県における人口動向予測

右図は県内市町における人口増減を示したもの（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」より作成）。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されている。



(4) 県産材の利用の一層の促進

・現状

先に述べたように、本県の人工林資源は利用期を迎え、充実しつつあり、この資源を循環利用しつつ、林業・木材産業の活性化を図る必要が生じている。

条例第 17 条第 1 項には、県産材の利用の促進として、県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずることが規定されており、住宅や公共建築物の建築資材として、また机、椅子、遊具などへ県産材が活用されてきたところである。

また、条例第 17 条 2 項には、県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることが規定されており、特に県外の合板工場など、大規模工場を軸とし、需要先に合わせた加工・流通体制の整備が行われてきた。こうした取組により、県産材の素材生産量は大きく増加してきたが、建築需要に対応する製材の供給力については不安定な状況である。

また、近年県内外で発電用等の木質バイオマスの需要が増加していることから、森林資源の循環利用を促進する手段として、林内に放置された未利用材等を活用し、需要に対応することが求められている。

・必要となる取組

付加価値の高い建築用材を安定的に流通させていくためには、需要者（建築を行う事業者など）に信頼される体制づくりが必要不可欠である。

近隣府県の大規模工場を軸とした原木の加工・流通の体制が構築される一方で、県内では、小規模でもニーズに応じた専門性の高い製品の加工を行う製材所が存在し、複数の製材所が連携した公共建築物への納材などの取組が行われている。

こうした県内の製材所や工務店など、県産材を取り巻く加工・流通の状況などを踏まえ、地域や製材の規模ごとの最適な仕組みを検討し、きめ細かな供給体制の整備を推進すべきである。

そしてこれらの体制を担う人材の育成も必要となる。

加えて、本県では今後、第 72 回全国植樹祭および第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、これらを契機と捉え、県や市町が率先して県産材を活用するなど、需要の創出に努めるべきである。

なお、県産材（製品）は県内の需要だけでなく、森林環境譲与税の創設を機に、都市部で建築される公共建築物等への木材需要にも積極的に対応する必要がある。

また、県民が県産材を使う意義について、理解を促進し、木材製品の需要拡大につなげるツールとして、あらゆる世代を対象とした、「木育¹」の実践に努めるべきである。

加えて建築用材だけでなくチップ用材についても、未利用材を積極的に活用することなど、木質バイオマスの熱利用や発電利用による再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ることが必要である。

¹ 木育…木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや木材利用の意義を学んでもらう教育活動

(5) 広域的な課題への対応

・現状

条例第 15 条には、「県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

狭い範囲である流域単位において、地域主体で施策等の提案がなされ、地域の課題解決に役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年顕在化する課題には、ニホンジカ被害による森林の植生衰退に伴う土壌流出や水源涵養機能低下、崩壊の恐れや、台風や集中豪雨といった気象災害に伴う風倒木や流木が引き起こす琵琶湖の環境悪化や県民生活への影響など、影響範囲が広いものが増加している。

・必要となる取組

条例第 15 条では流域単位で、課題解決に向けた組織の整備に重点が置かれているが、新たに顕在化する課題が及ぼす影響範囲に応じ、適宜、学識経験者の意見を踏まえ、また地域住民や森林所有者等の多様な主体の意見を反映することができるよう、見直しを図るべきである。

また、こうした課題の解決のためには、市町との緊密な連携が不可欠である。森林整備等の事業の実施にあたっては、県と市町の適切な役割分担に基づき行われることで、より効果を発揮するものと考えられる。